

○総務省令第百二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十六日

総務大臣 林 芳正

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 （政令附則第十二条の割合の補正等） 第七条 〔略〕 〔2～13 略〕 14 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）<u>第一条の八第一項第二号</u>に規定する長期修繕計画とする。 〔15・16 略〕 17 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 〔一〕三 略〕 四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類 〔イ 略〕 ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律<u>第五条の十八</u>に規定する管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<u>第一条の十二</u>又は<u>第一条の十七</u>に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 〔五 略〕 〔18～20 略〕 第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式 略〕 第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式 略〕 第16号様式別表1 記載要領 〔1～3 略〕 4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、<u>同条第3項第1号及び法附則第12条の2</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 〔5 略〕 第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式 略〕 第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係）	附 則 （政令附則第十二条の割合の補正等） 第七条 〔同上〕 〔2～13 同上〕 14 政令附則第十二条第四十八項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）<u>第一条の二第一項第二号</u>に規定する長期修繕計画とする。 〔15・16 同上〕 17 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 〔一〕三 同上〕 四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類 〔イ 同上〕 ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律<u>第五条の八</u>に規定する管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則<u>第一条の六</u>又は<u>第一条の十一</u>に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十八項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類 〔五 同上〕 〔18～20 同上〕 第十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式 同上〕 第十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式 同上〕 第16号様式別表1 記載要領 〔1～3 同左〕 4 「売渡し又は消費等の数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、<u>同条第3項第1号</u>に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。 この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 〔5 同左〕 第十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係） 〔様式 同上〕 第十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格 A 4）（第八条の五関係）

[様式 留]		
第16号の2様式別表2記載要領		
[1～3 略]		
4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項及び法附則第12条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。		
[5 略]		
第16号の2様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五・第八条の七関係）	[5 同左]	
[様式 留]		
第16号の2様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の五・第八条の七関係）		
[様式 留]		
第16号の2様式別表3記載要領	第16号の2様式別表3記載要領	
[1～3 略]		
4 「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下1位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第3項及び法附則第12条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。		
第16号の5様式（提出用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の六・第八条の七・第八条の九・第十六条の二の五・第十六条の四関係）		
[様式 留]	[様式 同上]	
第16号の5様式（入力用）（用紙日本産業規格A4）（第八条の六・第八条の七・第八条の九関係）		
[様式 留]		
第16号の5様式記載要領		
[1～4 略]	[1～4 同左]	
5 「数量」の欄は、紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこについては本数を、紙巻たばこ以外の製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）については重量（加熱式たばこの場合には、同条第3項第1号及び法附則第12条の2に規定する加熱式たばこの重量とする。）を記載すること。		
この場合において、重量について0.1グラム未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。		
6 製造たばこの区分ごとの小計（法第74条の4第2項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）にあつては、区分ごとの重量の小計を紙巻たばこ		

の本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、<u>同条第 3 項及び法附則第 12 条の 2</u>の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。 〔 7 略 〕	の本数に換算したもの（この数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下 1 位まで算出したもの）とし、加熱式たばこにあつては、<u>同条第 3 項の規定</u>により換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。）及びその合計を末尾の欄に記載すること。 〔 7 同左 〕
備考 表中の「 」の記号は右記を意味する。	

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年十一月二十八日から施行する。ただし、第十六号様式、第十六号の様式並びに第十六号の五様式の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）第十六号様式、第十六号の二様式及び第十六号の五様式は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に行われる地方税法（次条において「法」という。）第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用し、一部施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであつた道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第三条 新規則第十六号の五様式は、一部施行日以後に行われる法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、一部施行日前に行われた売渡し等に係る製

造たばこに対して課した、又は課すべきであつた市町村たばこ税については、なお従前の例による。